

# 工事現場等における施工体制の点検要領

制 定 平成13年10月29日 企技第91号  
最近改定 令和3年3月24日 財公第849号（局長決裁）

## 1 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、横浜市が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

## 2 適用対象工事

横浜市が発注する請負工事全てで実施する。

なお、点検のうち監理技術者等の専任制に関する点検は、予定価格（税込み）が、3,500万円（建築工事は、7,000万円）以上となる工事について行うこと。

また、施工体制台帳等に関する点検は、下請負契約を締結した工事について行うこと。

## 3 点検の基本

### (1) 点検事項

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号。以下「適正化法」という。）」及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

### (2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

ア 建設業法第8条第9号、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）、第13号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第14号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までのいずれかに該当する場合。

イ 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、同条第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反した場合。

(3) 工事成績への反映

現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4 入札契約手続きにおける監理技術者等の専任制の確認<sup>(注1)</sup>

(1) 一般競争入札(WTO)対象案件

ア 入札前における確認

「一般競争入札参加資格確認申請書(第1号様式その1、その2)」(以下「申請書」という。)に基づき、発注者支援データベース・システム(以下「JCIS」という。)<sup>(注2)</sup>等を用いて配置予定の監理技術者の雇用関係及び他工事の従事状況等を確認すること。

申請書の内容と異なる場合は、相手方に申請書の内容について電話等で確認すること。この場合において申請書の差し替えは認めない。

この結果、申請書の内容に問題がある事実(専任制違反等)が確認できたときは、入札参加資格を認めない。

イ 開札後における確認

落札候補者から提出された「配置技術者・現場代理人(変更)届出書(第6号様式その1、その2)」(以下「届出書(6)」という。)に基づき、JCIS等を用いて配置する監理技術者の雇用関係及び他工事の従事状況等を確認する。届出書(6)の内容と異なる場合には、相手方にその内容について電話等で確認する。この場合において発注者が承認した場合のほかは、届出書(6)の差し替えは認めない。

この結果、届出書(6)の内容に問題がある事実(専任制違反等)が確認できたときは、落札者としなない。

(2) 一般競争入札(条件付)対象案件

入札後(落札決定前)に、落札候補者から提出された届出書(6)に基づき、JCIS等を用いて配置する監理技術者等の雇用関係及び他工事の従事状況等を確認する。届出書(6)の内容と異なる場合には、相手方にその内容について電話等で確認する。この場合において発注者が承認した場合のほかは、届出書(6)の差し替えは認めない。

この結果、届出書(6)の内容に問題がある事実(専任制違反等)が確認できたときは、落札者としなない。

注1：本項(1)及び(2)の確認は、財政局契約第一課にて行う。

注2：発注者支援データベース・システム(JCIS)：CORINSと企業情報サービスをネットワーク化したサービスで、CORINSと企業情報サービスの他、監理技術者の専任を確認するサービスなどがある。

5 現場における施工体制の把握

現場における施工体制の把握のため、次の事項の点検を行う。なお、JVについては全ての構成会社について実施する。このとき、不適切な点があった場合は、必要な措置を講じる。

(1) 監理技術者等資格の確認

工事着手前等に主任技術者については資格証等、監理技術者又は特例監理技術者に

については監理技術者資格者証、監理技術者補佐については建設業法に定める技術検定の合格証明書等の提示を求め、その者が適切な資格を有し、元請会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約約款第 43 条第 1 項第 3 号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

(2) 配置予定技術者と通知に基づく監理技術者等の同一性の確認

工事請負契約約款第 11 条に基づく通知（現場代理人等選定通知書）による監理技術者等が、前項の確認後に契約第一課から送付される届出書（6）の写しに記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者（開札日において当該雇用期間が 3 か月以上経過した者）であることを確認すること。

配置技術者の届出後、当該工事が完成するまでの間は、当該技術者の変更はできない。ただし技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等で、かつ、新たに配置する技術者が入札参加資格を満たすと確認された場合はこの限りでない。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤当の電機品等の工場製作を含む工事で会って、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者等とすることを求める等必要な措置を講じること。

監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

(3) 現場の専任状況の点検

現場での主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐の専任状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の

体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(7) CORINS登録（工事カルテ）の点検

発注者支援データベース・システムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS登録（工事カルテ）の受領書を早期に提出させ、契約後10日以内に登録されているか、また内容が適正であるかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

(8) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識（元請業者）が公衆の見やすい場所に掲示されていること、再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示がされていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6 その他

施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意する。

附則

この要領は、平成13年11月1日から施行し、平成13年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事について適用する。ただし、4-(1)及び(2)については、平成13年11月1日以降に入札公告をするもの及び発注予定工事概要を公表するものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日以降に工事請負契約を締結した工事について適用する。

附則

この要領は、平成28年8月1日から施行し、平成28年8月1日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和2年10月1日以降に行う契約の申込みの誘引（公告、指名通知又は見積依頼）に係る契約を締結した工事について適用とします。